

## 国立国会図書館の電子図書館サービスが目指すもの

国立国会図書館 総務部 企画・協力課  
電子情報企画室長  
植月 献二

### 0. はじめに

当館では1980年代から、21世紀に向けての将来計画として、国立国会図書館関西館の設立を構想してきました。直接的には、書庫の狭隘が建設の必要性和時期の要件でありましたが、情報技術の目覚ましい発展の中で、その設立を契機として地理的な制約を超えた、電子図書館サービスの可能性が期待されてきました。そして昨年10月にその関西館が開館し、最初に目指した電子図書館サービスの第一段階の地点に今、私たちはいます。

本日は、実際に電子図書館サービスの片鱗を当館ホームページを通してご紹介し、この機会に当館の電子図書館計画が何を指しどのように実現しているか、また、これから何を指していくのか、どのような問題や課題があるのかということについて御報告したいと思います。こうして、直接あいまみえて意見を交換し、交流できることは、私たちにとって大変意義深く、また大変うれしいことと思っております。

### 1. 電子図書館模索時代

1994年に当館が電子図書館という名前で活動を始めたころ、私は企画課に在籍しておりました。当初は「電子図書館」を、「壁のない図書館」と説明しておりました。これは、誰でも、どこにいても、いつでも、どのような情報でも手に入れることができる機能を、特定の建物に依存することなく提供できる機能を意味していました。

その機能を提供する情報基盤としてインターネットがあり、技術的要素としてWWWなどが開発され、ハイパーリンクによって、特定の場所によらない協調的な情報伝達が行われるようになったわけです。とはいっても、コンテンツそのものがなければ意味がありませんし、信頼のおけるデータが担保されることも重要です。コンテンツの領域も網羅的であってほしいところです。インターネットの世界では、情報の網羅性や深さ、情報の確かさなど様々です。その中で当館も図書館の役割、とりわけ国立図書館の役割があると考えてきました。

情報基盤が世の中で整備されていく中で、各国でも電子図書館をテーマとする様々なプロジェクトが開始されました。我が国でも情報化促進の政策が国レベルで謳われ、その追い風を受けた当館は、1994年から情報処理振興事業協会（IPA）と共同して「パイロット電子図書館プロジェクト」を実施するなど、実験的な事業を始めました。また、対外的にも、1995年から

G7 の枠組みで Bibliotheca Universalis(世界図書館)という事業に参加してきたところです。

これらの経験により電子図書館機能の可能性を検証した上で、当館は電子図書館の推進を館の将来構想の一つとして位置づけ、関西館の建設と歩調を合わせてその計画の策定と具体化を進めることになりました。

その結果、可能性や、制度的な問題が整理され、当面の目標も見えてきました。1998 年には「国立国会図書館電子図書館構想」を策定しましたが、ここでは電子図書館を「図書館が通信ネットワークを介して行う一次情報（資料そのもの）及び二次情報（資料に関する情報）の電子的な提供とその基盤」と定義し、電子図書館の「蔵書」としてのコンテンツの構築方針等を示しました。

## 2. 何を指して、どこまで来たか

電子図書館というのは概念的には利用者にとって「壁がない図書館」であると申し上げました。しかし、コンテンツの発信者を総体的にコントロールする仕組みや体制がないと、単に信頼性のない情報の山があるに過ぎません。ですから、本来は国の情報資源についての所在や電子的コンテンツの準備を国全体としてコントロールし、ナビゲートする枠組みが必要です。電子図書館が目指しているのはそういうことです。もちろん、これは国内にとどまるものではなく、言語のバリアを除けば同時に世界に広がっていきます。

しかし、そのころはまだコンテンツも多くはありませんでした。当館が国立図書館として持つ宝の山もまだ紙やフィルム形態をとっていました。それに、当時、当館では、目録データですら、技術的課題もさることながら、制度的にも課題を有し、目録提供サービスもごく限られた公共図書館等だけに限定されていたというのが実態でした。

そこで、まずは当館の役割として標榜していた、これまで紙媒体を中心としたラストリゾート（最後の拠所）といった概念に加えて、最初にアクセスするところとしてのファーストリゾートの役割を大きく打ち出すことによって、当館のサービスを段階的に改善しようとなりました。つまり、国立国会図書館を起点とした情報発信を増やし、遠隔地からの当館へアクセスする手段を増やし、改善することにしたわけです。これらのサービスは、当館ホームページをポータル（入口）とし、二次情報を含めた電子図書館サービスとして提供されます。

さて、これまで当館は何を実現してきたかですが、ここでは、近代デジタルライブラリーとネットワーク系の事業についてポイントを絞って御覧いただきましょう。

### 【近代デジタルライブラリー】

2002 年 10 月 1 日、明治期刊行図書の画像データベースである「近代デジタルライブラリー」を公開しました。2001 年 12 月から約 1 年半をかけ、当館が所蔵する約 16 万 8 千冊の明治期刊行図書について著作権調査を行い、当初の時点では著作権が消滅している約 2 万タイトル、3 万冊を電子化して公開したものです。

画像は図書を撮影したマイクロフィルムをスキャニングすることにより、TIFF 形式で電

子化しています。インターネットでは GIF 画像と専用のプラグインで閲覧する高圧縮画像の 2 種を提供しています。高圧縮画像は拡大、縮小が可能で、1 画像単位で印刷やダウンロードが可能です。著作権等の条件によりこれらを制御することができます。検索は、書誌情報、目次中のキーワードによって行います。

・ 明治期刊行図書の電子化と著作権調査

このサービスを「近代デジタルライブラリー」と名づけたのは、1868 年の明治維新に始まる日本の近代の出版物を順次電子化して提供したいという考えからきています。その文化財的な価値、利用者の需要、また著作権の観点を勘案し、明治時代の図書から電子化を進めています。しかし、そのためには著作権の処理が前提となります。

日本の著作権法では、個人の著作の場合は、著者の没後 50 年、団体の著作の場合は公表後 50 年を経過すると著作権が消滅します。そのため、著作者を洗い出し没年を調査しました。

その結果、著作権が消滅した図書は約 30%、著作権が存続している図書が約 2%強ありました。しかし、調査しても著者の没年が不明で、著作権が消滅したかどうか判明しない図書は 60%もありました。これについては 2003 年 3 月からホームページで著作者情報公開調査を行っております。それでも不明の場合は、著作権法に従い、文化庁長官に電子化についての裁定を受け、補償金を収めて利用することになります。来年度中に明治期刊行図書の大部分を電子化して公開したいと考えています。

**【ネットワーク系電子情報に関するプロジェクト Dnavi、WARP】**

新しい文化遺産の形態としてインターネット上に電子形態で生産される情報は、いつの間にか生まれ、更新され、消えていくやっかいなしろものです。非常に文化的価値の高いものも含まれますが、価値判断は別としても世相を反映する文化情報であり、ますます情報発信の舞台として中心になってきていることは間違いないところです。

これらへのナビゲーションは現時点でのものについてはさまざまなポータルサイトが行っているわけですが、リンク先で消えてしまったらそれで終わりです。したがって、これらを集集・保存・蓄積・提供するべきというのが国際的趨勢になっていますが、制度的、技術的、経済的な困難を伴います。

当館では、2000 年 4 月に国立国会図書館法を一部改正し、CD-ROM 等のパッケージ系電子出版物を納本の対象としました。ネットワーク系情報資源は、その時点では必要・有用なものを選択的に契約などの納本制度以外の方法で収集すべきとされました。しかし、昨今の電子出版物の飛躍的増加や、諸外国の動きなどを鑑み、2002 年 3 月に再度館長から納本制度審議会に対して「日本国内で発行されるネットワーク系電子出版物を納本制度に組み入れることについて、また組み入れられない場合の収集すべき範囲、及びその収集はいかなる方法によるべきか」という諮問を行い、検討を始めて 1 年が経過しました。現在、著作権の制限を行って強制的に収集し、提供するということは、表現の自由を萎縮させるおそれがあるという見解が выс されています。しかし、少なくとも政府情報や学術情報の分野においては、制度的な措置により網羅的な収集が可能ではないかと期待しているところです。この結論の方向性は 2004 年 3 月

に、そして最終答申は 2005 年 3 月までに出される予定です。

この制度的な検討に資するため、また、技術的な裏付けをとるため、当館ではネットワーク系情報の二つのプロジェクトについて実験事業を行うことにし、昨年 11 月からその成果を公開しました。

・ WARP (インターネット資源選択的蓄積実験事業)

昨年 11 月に公開した、インターネット資源選択的蓄積実験事業 (WARP) は、一つのウェブサイトについて、収集保存や提供条件などの許諾契約をとってウェブロボットを使用して収集し、蓄積する実験です。定期的に収集して蓄積する方法をとります。

電子ジャーナルや、政府機関、一時的イベントで消えて行くウェブページ (例えば昨年貴国と共催した FIFA ワールドカップの日本組織委員会公式サイトなどですが) や合併される自治体などのウェブページなどを収集しています。

ウェブ情報を収集する技術的な課題はもちろんです、契約に基づく収集が膨大な作業量を要すること、また、権利関係が複雑に入り組むウェブ情報を個々の契約関係で捉えるのが困難なことが、これまでの経過からはっきりしつつあります。

表 1 に 5 月末現在の数字を御紹介しておきます。

表 1	タイトル数	個体数	ファイル数 (万)	容量 (MB)
電子雑誌	636	1,072	39.4	31,191
政府機関	6	37	37.6	16,596
協力機関	79	121	19.6	5,922
合計	721	1,230	96.6	53,709

・ Dnavi (データベース・ナビゲーション・システム)

一方で、インターネット上では非常に多くのデータベースが公開されています。今の技術では、データベースの中のデータ自体は収集することができません。そのため、データベースに関する書誌データを作成し、日本の各種データベースへリンクするための検索システムを作成して公開しました。現在の収録件数は約 6 千件です。

### 3. 当館の電子図書館が今後目指していく方向

#### 3.1 今後の計画と課題

2002 年に公開した電子図書館コンテンツは、いずれもまだ構築の途上にあるものです。これらについては、近未来の計画として具体的には以下の作業を計画しております。

- ・ 明治期刊行図書の著作権処理と電子化を進め、提供範囲を拡大すること
- ・ 明治期に続き、今後策定する電子化計画に基づき、電子化対象資料の範囲を広げること
- ・ インターネット電子情報の実験事業を継続し、収集ロボットの改善、ウェブ情報の効率的な一括収集、持続的識別子 (URL に代わる安定した情報の識別記号) 等について課題の抽出を行い、解決の方策を検討すること
- ・ 電子展示会の制作を進めること
- ・ 近代デジタルライブラリー関連システム、インターネット電子情報関連システムの改善

さらに、これまで触れませんでした。研究開発として現在以下の事業を行っております。

- ・ レファレンス協同データベースシステム

国内の図書館と協力し、レファレンスの回答事例を集積したデータベースを構築することで相互の業務に役立てるもので、今年度詳細設計と開発を行う予定です。

- ・ 電子情報保存のための調査研究

収集した電子情報を将来にわたって保存し、提供するための方法の研究で、媒体や、ハードウェア、ソフトウェア、メタデータなどを対象としています。3年計画で、昨年度は内外事例などの調査研究、今年度は当館の状況調査、来年度は保存に関する指針の策定という計画です。

### 3.2 中長期計画として何を考えるか

さて、こうして見てくると、当館が独自に実現可能なサービス形態については、その実用的な原型ができてきたと思います。

しかし、当初見た将来の情報環境や社会環境も大きく変わってきています。当館では、電子図書館サービスに関して全体的な企画・調整にあたるのが東京本館の電子情報企画室であり、電子図書館サービスの実施、コンテンツの構築、システムの開発・運用、研究開発を行うのが関西館の電子図書館課、という切り分けになっていますが、現在、電子情報企画室では主として2005年以降のサービスに焦点を当てて中長期計画を立案していく必要があると考えております。

日本全体では、政府もIT基本計画を定め、IT戦略の中に知的財産の共有活用を計画しているところでもあります。今後は関係諸機関との連携協力が焦点になっていると考えます。

当館の電子図書館サービスが今後目指すものは、電子化コンテンツ拡充のほかに大きく分けて二つあると私は考えています。

一つは、インターネット資源のアーカイブ（収集・蓄積・保存）と提供です。国際的な取組みとしては、各国国立図書館にウェブアーカイブ・コンソーシアムへの参加が呼びかけられ、収集・蓄積・提供の機能開発の共同事業が立ち上げられようとしています。当館は納本制度審議の検討の途中であることから、これへの参加可能性についてはまだ検討中ですが、参加の可否にかかわらず国立図書館としてはインターネット資源を当館の蔵書と位置づけ、今後収集・蓄積・保存・提供していくことを強力に推し進めていくことが必要だと考えています。そして今後、納本制度審議会の結論を得て実際の収集提供の範囲が確定されていくこととなります。

もう一つは、全国の情報資源の中での当館の位置付けと情報の共有化ということです。

利用者にとっての電子図書館サービスは、自分がどこにいても、どこからでも提供してくれるものを期待しています。

しかしながら、今後のインターネット社会においては、電子図書館を含む文化遺産の総合的提供については、より総合的な仕組みが求められてきております。その観点からは図書館であれば前に申し上げた「壁のない図書館」ですが、より総合的な知の資源へのナビゲーションが求め

られています。

昨日和中副部長が、誰でもいつでもどこでも、「誰でも」が「誰でもない」ことに繋がる  
と述べました。情報量が膨大になるにつれ、誰にとっても充分使いやすいポータルサイトとい  
うのは難しいだろうと思います。これまでは、当館は当館のコンテンツを中心に、可能な範囲  
で電子図書館サービスを展開してきました。しかし、当館は当館のポータルであって、あらゆる  
情報へのポータルにはなり得ません。他のポータルサイトも当館のホームページへリンクす  
ることは簡単にできますし、それでも充分利便性はあるとも言えますが、やはり、もっと深い  
層での連携が求められています。事実、例えば、様々な機関が当館のデータベースを横断検索  
の対象として選択しています。そこでは、目録などのメタデータの共有、さらには一次情報へ  
の直接アクセスです。もちろんシステムの連携だけではなく、業務的な連携がその根底にな  
ければなりません。

こういった方向へ進めていくには、当館は、今後は、国の一つの大きなデータプロバイダと  
して機能することが一つの解になると考えます。そして、サービスプロバイダに共通の利用規  
約を提供し、「どの特定の利用者」でもその要求する領域の情報をインターネットから取り出  
すことが可能な仕組みが用意されていくことが必要なのだと思います。有料無料を問わず、利  
用者のニーズに合わせた官民協調したサービスが総体的に提供できることが望ましいと考え  
ます。より付加価値の高いサービスを生成するところと、その基盤を用意するところとの分業  
の時代が来るのではないかと考えている次第です。

しかしながら、電子図書館はコンテンツあってこそ成り立つものですし、共有化にかかるコ  
ストと利便性の評価も必要です。それに、実際のサービスを行うためには、物理的、制度的、  
経済的、人的、そして技術的基盤が必要なのはいうまでもありません。また業務を効率的に動  
かすためには人材育成や業務構造の改善も大きな課題です。政策決定の迅速化も必要でしょう。

このように当館電子図書館の抱える課題はたくさんあります。しかし、いずれにしても、国  
際的にも議論され、認識の高まっている、国としての文化の保存とアクセスビリティの確保 -  
それが、紙であれ、パッケージ形態の電子情報であれ、ネットワーク情報であれ、媒体によら  
ず、文化として確実に保存し、長期的なアクセスを保証するということですが、それが当館の  
進む道であることは変わりません。

貴国においては、この業務交流が始まった 1997 年頃から、非常に急速にこの分野において  
発展をとげ、その夢を実現しつつあります。当館も貴館の業績を学び、今後も電子図書館事業  
を発展させ、両国民、そして世界への情報発信基地として欠くべからざる存在になりたいと願  
うものです。